

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	105 トン	29 トン	76 トン
		41 トン	29 トン	12 トン
3	クリーム	34 トン	13 トン	21 トン
		22 トン	13 トン	9 トン
4	粉乳類	55,605 トン	14,064 トン	41,541 トン
		53,962 トン	13,726 トン	40,236 トン
5	無糖れん乳	1,887 トン	798 トン	1,089 トン
		2,546 トン	798 トン	1,748 トン
6	加糖れん乳	2,264 トン	96 トン	2,168 トン
		1,851 トン	78 トン	1,773 トン
7	ヨーグルト	17 トン	4 トン	13 トン
		8.3 トン	3.6 トン	4.7 トン
8	バターミルク	189 トン	5 トン	184 トン
		8.7 トン	5.0 トン	3.7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146 トン	15,193 トン	41,953 トン
		38,714 トン	13,253 トン	25,461 トン
10	その他の乳製品	12,824 トン	2,817 トン	10,007 トン
		6,805 トン	2,157 トン	4,648 トン
11	バター	20,312 トン	8,044 トン	12,268 トン
		10,290 トン	7,726 トン	2,564 トン
12	雑豆	82,310 トン	39,362 トン	42,948 トン
		35,917 トン	17,150 トン	18,767 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861 トン	2,298,689 トン	3,549,172 トン
		3,811,451 トン	2,168,665 トン	1,642,786 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	544,410 トン	721,922 トン
		299,910 トン	130,820 トン	169,090 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	238,701 トン	471,613 トン
		731,263 トン	238,701 トン	492,562 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	1,703 トン	120 トン
		901 トン	1,703 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	6,077 トン	7,434 トン
		2,922 トン	6,077 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	56,904 トン	109,607 トン
		164,385 トン	56,904 トン	107,481 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	5,997 トン	15,826 トン
		21,823 トン	5,997 トン	15,826 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	498 トン	1,348 トン
		1,025 トン	498 トン	527 トン
20	イヌリン	1,387 トン	514 トン	873 トン
		33 トン	16 トン	17 トン
21	落花生	38,113 トン	12,767 トン	25,346 トン
		24,025 トン	7,622 トン	16,403 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	15 トン	294 トン
		295 トン	15 トン	280 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	2,029 トン	8,227 トン
		3,336 トン	412 トン	2,924 トン
24	でん粉調製品	173 トン	118 トン	55 トン
		170 トン	118 トン	52 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	822 トン	4,925 トン
		1,182 トン	696 トン	486 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	4,673 トン	15,371 トン
		921 トン	638 トン	283 トン
28	繭	7.7 トン	0 トン	7.7 トン
		7.7 トン	0 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	34 トン	403 トン
		433 トン	34 トン	399 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。